

NPO 法人ハイドアウト定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO 法人ハイドアウトという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪市旭区高殿4丁目5番32号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、不登校等の児童生徒や保護者に対して、社会の中で生き抜く力を養い、社会的自立を目標としたフリースクール運営や保護者・教育指導者を対象にしたワークショップ等の事業を行い、未来を担う子どもの福祉と権利擁護に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）

第2条別表のうち、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① フリースクール運営事業
 - ② 保護者・教育指導者を対象とした講習会及びワークショップ事業
 - ③ オンライン相談事業
 - ④ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 繼続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上10人以下

(2) 監事 1人以上5人以下

2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、又、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(5) 事業報告及び活動決算

(6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(7) 入会金及び会費の額

(8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) 事務局の組織及び運営

(10) その他運営に関する重要事項

(開催)

- 第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

- 第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。
- 2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

- 第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

- 第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

- 第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

- 第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

- 第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名し、又は記名押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示したことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があつたとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があつたときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁

的方針をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名し、又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立の時の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄附金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の

多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雜則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 高橋 尚美

副理事長 清水 信行

副理事長 安藝 弥生

監事 今井 承子

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和8年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から令和8年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員入会金 0円

正会員会費 年額 0円

(2) 賛助会員入会金 0円

賛助会員会費 年額3,000円

役 員 名 簿

NPO 法人 ハイドアウト

役職名	ふりがな 氏名	住所又は居所	報酬の有無
理 事	たかはし なおみ 高橋 尚美		無
理 事	しみず のぶゆき 清水 信行		無
理 事	あき やよい 安藝 弥生		無
理 事			
理 事			
監 事	いまい しょうこ 今井 承子		無

設立趣旨書

NPO法人ハイドアウト
設立代表者 高橋尚美

1 趣旨

文部科学省初等中等教育局が調査した全国の不登校児童生徒数が依然として高水準で推移しており、その要因が一つではなく様々です。不登校児童生徒減少の対策は、

喫緊の課題であることは明確であり、対応が困難であるのも現実です。

NPO法人ハイドアウトでは、フリースクールを運営し、保護者・教育指導者を対象とした講習会ワークショップを行うことで、不登校等児童生徒やその家族に寄り添い困りごとの要因を見つけ、不登校等児童生徒が社会で生き抜く力を育てます。多様性社会で共存し交流する力や無気力にならないための将来への意欲、自己肯定感や得意を育み自分に自信をつけることはもちろん、一番の基盤になる基礎学力を身につけ不登校等児童生徒の社会的自立を目指します。

心理的要因、身体的要因、社会的要因、情緒的要因などを探りながらアプローチして不登校等児童生徒や保護者のサポートをしていきます。

社会において、人との関わりが人生を大きく左右します。たまには逃げてもいい、心のよりどころがあればいい、相談できる場所や人がいれば少しでも気持ちが楽になるのではないでしょうか。気軽に相談できる環境を整備し、柔軟に対応しながらサポートしていくことを目指し、医療・学校・家庭・地域社会と連携し各分野のスペシャリストを集結し得意分野での活躍を担い不登校児童生徒の減少に尽力します。

NPO法人格があれば、団体としての社会的な信用性や信頼性が高くなり、活動範囲が広がり支援できることが増える可能性があり、また当団体は、営利を目的としていないのでNPO法人を設立することが最適であるとの考えに至りました。

2 申請に至るまでの経過

令和7年2月23日 NPO法人ハイドアウト設立のための準備会発足

令和7年4月12日 設立準備会の開催

令和7年4月30日 設立準備会の開催

令和7年5月3日 設立準備会の開催

令和7年6月8日 設立総会開催

初 年 度 事 業 計 画 書

成立の日から 8 年 3 月 31 日まで

NPO 法人ハイドアウト

I 事業の実施方針

設立当初の事業年度は、以下の事業を確実に実施することを目標とする。

本法人の事業内容をより多くの市民に知っていただくため、ホームページの開設準備委員会を発足させる。

II 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

(1) フリースクール運営事業

【内 容】 不登校等の児童生徒を対象にした単位取得のできるフリースクール事業

【実施場所】 大阪市城東区関目 5 丁目 16 番 30 号

【実施日時】 月曜～金曜 9:00～16:00

【事業の対象者】 大阪市内在住または大阪市内の学校に在籍している
小学生～高校生

【収 益】 6000 千円 (月謝@40,000 円×25 人×6 カ月)

【費 用】 6191 千円

(会議費 12,000 円、通信運搬費 10,000 円、賃料 420,000 円、水道光熱費 144,000 円、消耗品費 25,000 円、研修費 100,000 円、給料手当 4,280,000 円、退職給付費用 1,200,000 円)

(2) 保護者・教育指導者を対象とした講習会及びワークショップ事業

【内 容】 保護者や教育指導者を対象にした講習会及びワークショップ事業

【実施場所】 大阪市城東区関目 5 丁目 16 番 30 号

【実施日時】 月曜～金曜 9:00～16:00 (月に 3 回)

【事業の対象者】 保護者や教育指導者

【収 益】 180 千円 (講習会費@10,000 円×18 回)

【費 用】 123 千円

(給料手当@5000 円*20 人 (100,000 円) 、消耗品費 5,000 円、旅費交通費 18,000 円)

(3) オンライン相談事業

【内 容】 不登校等児童生徒や保護者を対象にしたオンライン相談事業

(30 分 3,000 円、60 分 5,000 円)

【実施場所】 大阪市城東区関目 5 丁目 16 番 30 号

【実施日時】 月曜～金曜 10:00～20:00

【事業の対象者】 大阪市内在住または大阪市内の学校に在籍している
小学生～高校生 とその保護者

【収 益】 130 千円 (相談料 60 分@5000 円*20 回、相談料 30 分@3,000 円*10 回)

【費 用】 70 千円

(給料手当@2000 円*30 人 (60,000 円) 、通信運搬費 10,000 円)

翌年度事業計画書

8年4月1日から9年3月31日まで

NPO法人ハイドアウト

I 事業の実施方針

以下の事業を確実に実施することを目標とする。

本法人の事業内容をより多くの市民に知っていただくため、ホームページの開設準備委員会をホームページ運営委員会とし発足させる。

II 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

(1) フリースクール運営事業

【内 容】 不登校等の児童生徒を対象にした単位取得のできるフリースクール事業

【実施場所】 大阪市城東区関目5丁目16番30号

【実施日時】 月曜～金曜 9:00～16:00

【事業の対象者】 大阪市内在住または大阪市内の学校に在籍している
小学生～高校生

【収 益】 14400千円（月謝@40000円×30人×12カ月）

【費 用】 16658千円

(会議費 24,000円、通信運搬費 20,000円、賃料 840,000円、水道光熱費 288,000円、消耗品費 26,000円、研修費 200,000円、給料手当 12,860,000円、退職給付費用 2,400,000円)

(2) 保護者・教育指導者を対象とした講習会及びワークショップ事業

【内 容】 保護者や教育指導者を対象にした講習会及びワークショップ事業

【実施場所】 大阪市城東区関目5丁目16番30号

【実施日時】 金曜 9:00～16:00

【事業の対象者】 保護者や教育指導者

【収 益】 360千円（講習会費@10000円*36回）

【費 用】 258千円

(給料手当@5000円*40人(200,000円)、消耗品費 10,000円、旅費交通費 48,000円)

(3) オンライン相談事業

【内 容】 不登校等児童生徒等や保護者を対象にしたオンライン相談事業

(30分3,000円、60分5,000円)

【実施場所】 大阪市城東区関目5丁目16番30号

【実施日時】 月曜～金曜 10:00～20:00

【事業の対象者】 大阪市内在住または大阪市内の学校に在籍している
小学生～高校生 とその保護者

【収 益】 560千円（相談料60分@5000円*100回、相談料30分@3,000円*20回）

【費 用】 320千円

(給料手当@2000円*150人(300,000円)、通信運搬費 20,000円)

初年度活動予算書

NPO法人ハイドアウト
(単位:円)

科目		金額	備考
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	0	150,000	
賛助会員受取会費	150,000	150,000	€3,000円*50人
2 受取寄附金			
受取寄附金	200,000	200,000	
3 受取助成金等			
受取民間助成金	0	0	
4 事業収益			
フリースクール運営事業収益	6,000,000	6,000,000	@40,000円*25人*6ヶ月
保護者・教育指導者を対象としたワークショップ事業収益	180,000	180,000	@10,000円*18回
オンライン相談事業収益	130,000	130,000	@5,000円*20回 '€3,000円*10回
5 その他収益			
受取利息	0	0	
雑収益	0	0	
経常収益計		6,660,000	
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	4,440,000	4,440,000	@105,000円*8人 €900,000*4人
法定福利費	0	0	
退職給付費用	1,200,000	1,200,000	@300,000円*4人
福利厚生費	0	0	
人件費計	5,640,000	5,640,000	
(2) その他経費			
会議費	12,000	12,000	@2,000円*6回
旅費交通費	18,000	18,000	@3,000*6回
通信運搬費	20,000	20,000	
賃料	420,000	420,000	@70000*6ヶ月
水道光熱費	144,000	144,000	@24,000円*6ヶ月
消耗品費	30,000	30,000	@5,000*6ヶ月
研修費	100,000	100,000	@20,000*5回
減価償却費	0	0	
支払利息	0	0	
その他経費計	744,000	744,000	
事業費計		6,384,000	
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0	0	
給料手当	0	0	
法定福利費	0	0	
退職給付費用	0	0	
福利厚生費	0	0	
人件費計	0	0	
(2) その他経費			
事務所費	60,000	60,000	@10000*6ヶ月
消耗品費	0	0	
減価償却費	0	0	
支払利息	0	0	
その他経費計	60,000	60,000	
管理費計		60,000	
経常費用計		6,444,000	
当期経常増減額		216,000	
III 経常外収益			
経常外収益計	0	0	
IV 経常外費用			
経常外費用計	0	0	
当期正味財産増減額		0	
設立時正味財産額		216,000	
次期繰越正味財産額		1,000,000	
		1,216,000	

8年度活動予算書

8年4月1日から9年3月31日まで

NPO法人ハイドアウト
(単位:円)

科目	金額			備考
I 経常収益				
1 受取会費	0	300,000	300,000	@3000円*100人
正会員受取会費	0	300,000	300,000	@3000円*100人
賛助会員受取会費	300,000	300,000	300,000	@3000円*100人
2 受取寄附金	2,400,000	0	2,400,000	200,000円/月
受取寄附金	2,400,000	0	2,400,000	200,000円/月
3 受取助成金等				
受取民間助成金	200,000	200,000	200,000	@10,000円*20件
4 事業収益				
フリースクール運営事業収益	14,400,000	360,000	15,320,000	@40000円*30人*12カ月
保護者・教育指導者を対象としたワークショップ事業	360,000	360,000	360,000	@10,000円*36回
オンライン相談事業収益	560,000	560,000	560,000	@5,000円*100回 *3,000円*20回
5 その他収益	0	0	0	
受取利息	0	0	0	
雑収益	0	0	0	
経常収益計			18,220,000	
II 経常費用				
1 事業費				
(1) 人件費				
給料手当	13,360,000	0	13,360,000	@42万円*8人 @250万円*4人
法定福利費	0	0	0	
退職給付費用	2,400,000	0	2,400,000	@60万円*4人
福利厚生費	0	0	0	
人件費計	15,760,000	0	15,760,000	
(2) その他経費				
会議費	24,000	24,000	24,000	@2,000円*12回
旅費交通費	48,000	48,000	48,000	@3,000*16回
通信運搬費	40,000	40,000	40,000	
賃料	840,000	840,000	840,000	@70,000円*12カ月
水道光熱費	288,000	288,000	288,000	@24,000円*12カ月
消耗品費	36,000	36,000	36,000	
研修費	200,000	200,000	200,000	@20,000円*10回
減価償却費	0	0	0	
支払利息	0	0	0	
その他経費計	1,476,000	1,476,000	1,476,000	
事業費計		17,236,000	17,236,000	
2 管理費				
(1) 人件費	0	0	0	
役員報酬	0	0	0	
給料手当	0	0	0	
法定福利費	0	0	0	
退職給付費用	0	0	0	
福利厚生費	0	0	0	
人件費計	0	0	0	
(2) その他経費				
事務所費	120,000	120,000	120,000	@10,000*12カ月
消耗品費	0	0	0	
減価償却費	0	0	0	
支払利息	0	0	0	
その他経費計	120,000	120,000	120,000	
管理費計		120,000	120,000	
経常費用計		17,356,000	17,356,000	
当期経常増減額		864,000	864,000	
III 経常外収益				
1 固定資産売却益	0	0	0	
経常外収益計		0	0	
IV 経常外費用				
経常外費用計		0	0	
当期正味財産増減額		864,000	864,000	
前期繰越正味財産額		1,216,000	1,216,000	
次期繰越正味財産額		2,080,000	2,080,000	